

## 滋賀県大津市北部の自然環境・生活環境の現状

### その 2 : 裁判闘争

山田 利春、Yamada Toshiharu (しがの里山や川を美しくする会)

#### 1. はじめに

本文は 2019 年 12 月 8 日、三重県紀北町・尾鷲市の自然環境と生活環境を守る講演会での発表を加筆、再編集した。

滋賀県大津市北部(旧志賀町)は、びわ湖や比良山系に取り囲まれた美しい地域。昔からこの地に暮らす人々は、比良山系の山々を崇め、里山や川を大切に暮らしてきた。しかし、高度経済成長の波は、環境を大切にする社会を変え、住宅地が造成され、近畿圏から多くの人々が移り住んできた。美しい比良山系の一帯は不法投棄が多くなり、残土や産廃を積んだダンプカーが、ひっきりなしに通り過ぎて行く。和邇インター近辺に残土や巨大な山が出現している。

本稿は 2019 年 12 月 8 日、三重県紀北町・尾鷲市の自然環境と生活環境を守る講演会での発表予稿を加筆・改稿した。

#### 2. 環境保全活動中心母体の歴史

大津市北部(旧志賀町)は、比良山系のふもとで人口約 2 万 3 千の小さな町、2006 年に大津市に編入合併。2002 年から 6 年間に渡り県が環境事業公社を設立し、建設を進めた「産廃焼却施設」計画は 2008 年に中止となった。この計画は、焼却施設を比良山系の麓に建設して、湖東側の廃棄物を琵琶湖大橋を渡って湖西側に持ち込み焼却する。当時の志賀町は 1,000 人を超える反対運動が起こり、嘉田前知事誕生で焼却施設建設が中止になった。反対運動の中心で活動した運動団体「志賀廃棄物問題・住民ネットワーク」。2002 年にスタートし、2008 年に解散した。

しかし、2010 年 5 月 9 日毎日新聞に掲載されたように、産廃や土が近畿圏一帯から運び込まれていた。特に名神高速道路に接続していた湖西道

路が無料化して搬入は拡大していた。日本最大級の汚染土壌処理施設が許可になった 2010 年 4 月以降、環境破壊が目立つようになり、新しく環境を守る組織「しがの里山や川を美しくする会」(略称：しがの会)が 2010 年 10 月 31 日に設立され会員数は 2021 年約 100 名。

#### 3. 大津市北部の環境迷惑施設の現状

大津市北部はニンビーと言われる迷惑施設が多数存在する。しがの会は、発足以来それらの施設に注目して調査活動を続け、ニンビーマップを作成してきた。ニンビーマップ 2021 年度版ではその数は 16 所以上になる。代表的な施設は、大津市の一般焼却施設とその埋立地、汚染土壌処理施設、安定型産廃処分場 2 所、直近では競走馬育成施設等があり、残土捨場は 4 所になる。このように沢山の迷惑施設が集中している地域は近畿圏でも珍しい。

産廃処分場は、交通の便利な高速道路近辺に多く存在するとの研究報告があるが、大津市北部はそれに該当する。京都、大阪、兵庫の工業地帯では大量の産廃や汚染土壌が発生するが、2010 年 5 月 9 日毎日新聞は、京阪神から年間 200 万トンの産廃や土が運び込まれていると報じた。産廃・残土処分場として低コストで処分できる場所が大津市北部に多く存在していると推察できる。

#### 4. 汚染土壌処理施設の許可とその後の変化

改正土壌汚染対策法は、2010 年 4 月 1 日に施行された。2,400 トン/日の処理量を誇る施設(日本最大級)は、その日のうちに大津市によって許可されたが、これが環境に与えた影響は大きかった。以前から少量の汚染土壌処理をしていた A 社は、許可に必要な実験方法と実験結果に関する書類を

提出していなかった。5年後の再検査でも提出を免れた。同業他社からは、採石処理施設で汚染度の上限がない汚染土壌が本当に綺麗に処理できるのか疑問に思われている。処理施設では従業員の死亡事故が2件発生している。また、大量の汚染処理済み土が発生する。

汚染土壌搬入量は、2010年では10万トン以下だったが、2017年62万トンとなり、私的な搬入分も合わせると、100万トン位になると汚染土壌処理協会は推定している。その内、滋賀県内で発生した量は約5%。大津市不法投棄対策課は、2016年A社の20万㎡の無許可投棄を発見し撤去命令を指示。県は森林法違反で過去の廃棄物撤去を指示。しかし残土山は拡大・膨脹を続けている。

## 5. 裁判闘争①調停

2017年3月21日、しがの会はA社から調停申立を起こされ、理事6人が大津簡易裁判所へ出頭するよう、呼び出し状が郵送されてきた。これはスラップ訴訟の一種と言われるもので、アメリカでは禁止や規制がされている。

A社の申立の趣旨は、1.相手方らは申立人に対し、所在原野の土地において、申立人が森林法違反あるいは産廃の不法投棄等一切の違法行為をしていないことを確認する。2.3.省略。4.相手方らは申立人に対し、信用毀損もしくは業務妨害による損害賠償金として金1000万円を支払う、との調停を求める内容であった。

これに対してしがの会は、理事全員が「事実無根」として、回答書を裁判所に郵送した。森林法違反に関しては、県により確認されていた。

「違法行為不存在確認等請求」事件（平成29年（ノ）第14号）は、弁護士費用の準備がないしがの会は、苦戦が強いられた。芝谷他7所ほどの谷が存在する。第6回目の調停呼び出しで、A社は損害賠償1千万円を取り下げた。しがの会が提案した〈表現の自由を守る〉の挿入は、拒否された。しがの会は、調停が長期化するのを避けるため、「調停調書」の法律的内容を十分理解せず、2018年2月16日に同意し終止符を打った。

## 5. 裁判闘争②仮処分

2018年9月21日A社から「調停調書」の趣旨に違反していると、文書配布の仮処分を起こされた。この件は、しがの会とは関係がなく、「やまだの環境活動」のHPに掲載していた小論文などの一つで、「調停—スラップ訴訟」と題して書かれたものだが、山田個人が知人らにメールにて送付した添付文書が問題となり、A社の仮処分が認められた。

## 6. 裁判闘争③本訴

しがの会は真実を伝える自由なビラ活動の推進のため、**調停条項無効確認裁判**を、2019年8月27日に大津地方裁判所に起こした。この訴えが認められれば、仮処分も取り消し可能となり、弁護士と一体となって法廷に立って真実の証言をした。しかし、大津地方裁判所、大阪高等裁判所に錯誤無効、恫喝などの訴えは認められず、調停条項の変更はなかった。

## 7. 結び—今後の大津市北部の環境保全活動—

2002年からの滋賀県大津市北部の環境活動は、産廃焼却施設建設中止、豊島の汚染土壌搬入阻止などの成果をあげた。しかし、琵琶湖と比良山系の自然環境を大切にしながら、経済活動、社会活動を発展させることにはなっていない。集中豪雨などで、いつ土砂崩れや濁流が発生してもおかしくない現状になっている。環境活動は継続することが何よりも大切だが、環境団体だけでこれらに対処することは無理で、弁護士、議員、行政等と連帯して取り組む必要がある。

裁判闘争から得られた教訓は、当初から弁護士費用を準備し、弁護士と一緒に進めた方が間違いなく、弁護士費用は安く付く。

## 参考資料

環境しがの会・ニンビーマップ2021年度版。

2021年7月15日、**調停条項等無効確認事件**：

大津地方裁判所・判決文。

2021年12月24日、大阪高等裁判所・判決文。



保存版 2021年版

和邇・伊香立  
に集中する  
「ニンビー」

2021年現在 15か所

① 砕石処理施設  
(伊香立途中町) 1970年～ 面積: 25.5万㎡



④ 大津市北部一般廃棄物焼却場(クリーンセンター)。立て替え中・(175t/D)



⑤ 一般廃棄物最終処分場大津市施設(伊香立下龍華町815-1)。1988年～ 4万㎡(増設1・2期を含む面積)



② 産業廃棄物中間処理施設(瓦礫類、木屑の処理) 2001年～ ①②③併せて 38万㎡

2022/03/25



⑥ 残土処分場(栗原・比叡山大霊園隣接地) 2004年～ 7万㎡、30万㎡(量)高さ60m。2018年土砂崩れの現場

2022/03/25



⑧ 安定型最終処分場(栗原半道・和邇インター隣接)2013年～100万㎡(量)に拡張。見学は許可された。

2022/05/05



⑭ 安定型最終処分場(北浜) 1994年～ 2.4万㎡ 2007年硫化水素ガス発生、2018年許可容量が61万トンに拡張。

2021/03/22



⑨ 残土処分場(栗原・和邇インター隣接)2011年～ 9,800㎡。大津市土砂条例違反(20万立方)撤去中、撤去は進んでいない。

2021/03/22




③ 汚染土壌処理施設(伊香立途中町) 2010年4月許可、2016年更新、業界トップクラスの処理能力: 2400t/日

2022/03/25



⑬ 産業廃棄物中間処理 コンクリート粉砕 1994年～(和邇中・志賀日赤病院前) 1,449㎡

2022/03/25



⑩ 産業廃棄物埋め立て跡地-現資材置き場(和邇中安房谷付近・和邇インター隣接) 2013年～ 30万㎡ 2017年新たに20万㎡撤去中。

2022/03/22



⑪ 残土処分場(伊香立南庄町) 2011年～ 6,300㎡(量) シアン検出されるも、撤去ではなく、現地封じ込め。

2022/03/25



⑮ 競走馬の育成施設(チャンピオンヒルズ、伊香立中学近傍)。地下水汚染が心配される。

2022/03/25



⑦ 残土処分場(伊香立下龍華町) 1993年ごろ～ 7.5万㎡ 農地嵩上げの名目で土砂搬入

2022/03/25



⑫ 産業廃棄物中間処理・リサイクル施設(和邇中590) 1990年～アスファルトのリサイクル

2022/03/25



※ニンビー: (NIMBY) Not In My Backyard の略。「必要性は認めるが我が家のそばはいやだ」と言う「迷惑施設」



しがの里山や川を美しくする会 2022年度作成